

今こそ組合に
団結しよう!

かしな

全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853
定価 月 500円

夏のボーナス 会社業績達成度70

組合要求が実現

今年の夏季一時金(賞与・定期俸プログラム)において、会社はGDPを支給し、かつ2014年度の会社業績達成度を70とすると回答しました。これらの回答に対する要求は、今年2月19日に春闘要求として会社に提出したもので、3月2日発行の「かしな」第2261号でお知らせしました。組合は会社業績達成度を70以上とすることを要求していました。ちなみに直近の会社業績達成度は次の通りです。
2012年度: 19
2013年度: 60
昨年はGDPが支給されず、会社業績達成度も60でしたが、昨年と同じPBC評価(2以上)であれば社員の皆さんのボーナスは増額となる見込みです。
春闘アンケートにご協力いただいた皆様、「がんばれ」と言ってカンパにご協力いただいた皆様、ありがとうございます。これからも応援をよろしくお願いします。

意見陳述書

2015年5月12日
原告訴訟代理人
弁護士 山内一浩

5月12日、第四次ロックアウト解雇裁判の口頭弁論が東京地裁で開かれ、原告訴訟代理人の意見陳述が行われました。以下に、訴訟代理人の意見陳述書を掲載します。

1 本件解雇が、米IBMの指示によるS O業務部人員削減のための整理解雇であることは、本件解雇直前の面談時の吉井氏の発言から明らかです。本件ロックアウト解雇の前の2014年2月21日午前10時から10時15分まで、吉井氏は原告と面談しました。そのなかで吉井氏は、
① 米IBMの指示・命令として、S O業務部の「本土」チーム(幕張

15 kmの道のりはかなり長く感じましたが、東京の街を、ふだんと違う角度から眺めるのも新鮮な体験でした。
日本を「戦争をできる国」にしようとする動きが加速する中、平和を求める声をもっともっと強く上げていかねば、そんな思いを強く感じる一日でした。(K)

チームのメンバーの他にA氏の勤務する大阪、B氏の勤務する福岡のメンバーを含む)の人員と沖縄・大連チームの人員の比率を、「昨年の20%対80%」から、15%対85%と本土の比率を下げる方針が出されている。これにより、「本土」チームのさらなる人員削減が必要になる。
② この人員削減の方針は、同年2月18日に米IBMの担当副社長から被告に伝えられた。その後私に伝えられた。米IBMとしては、同年半ばにはこの人員削減を達成せよ、とのことであった。
③ S O業務部としては、この方針を達成するにはさらに業務を沖縄や大連チームにシフト(移管)する必要があるが、部分的にシフトするのは却って問題があるので、S O業務部のほぼすべての現業を沖縄チームにシフト

ロックアウト原告全員を職場に戻せ

支援連が社長に申入れ

日本IBM解雇撤回闘争支援全国連絡会(支援連)は4月28日、ロックアウト解雇をただちに中止し、裁判原告全員を職場に戻すことを求め日本IBMに申し入れを行いました。支援連とは、JMIU日本IBM支部の解雇撤回闘争を全国的に支援することを目的に、全国労働組合総連合(全労連)や東京地方労働組合評議会(東京地評)など、労働組合や民主体によって結成された組織です。現在係争中の解雇事件と賃金減額事件を早期に全面解決するため、解雇された従業員をただちに職場に戻すこと、減額を撤回すること、ロックアウト解雇を含む人減らしリストラ政策をただちに中止することを申し入れました。



申入れを行う支援連代表委員たち

小田川全労連議長は、「成績不良の普通解雇を装っているが、これはリストラ整理解雇である」一国内法制を尊重していただく立場からも、社会的責任を果たしていただく立場からも速やかに解決を求めると要請しました。千葉労連の松本議長は「ロックアウト解雇は日本中にその名前が届いており労働者は怒っている。解雇は労働者にとって死刑判決である」と述べました。

平和を求めめる声をあげよう

国民平和大行進に参加して 投稿

連休最終日の5月6日、マ「戦争反対。憲法9条を守ろう」とアピールしながら行進しました。国民平和大行進は、核兵器廃絶を訴えて、文字通り全国を歩く行進です。毎年、5月はじめに東京と札幌から歩き始め、全国各地を一日も休まず歩きつづき、8月には広島と長崎に到着します。



元気よく行進に出発するIBM支部の仲間

この日は、2015年の平和行進の皮切りとして、東京・夢の島の第五福竜丸前を出発し、東陽町、永代橋、茅場町、日本橋、銀座、新橋を経て、港区芝公園まで「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア、ナガサキ、ノーモア・ビキニ、ノーモア・ヒバクシャ、ノーモア・フクシ

一緒に歩く人々の中には、沖縄と同様に在留米軍に苦しむフリーピンからの参加者マラヤ・フアラロスさんや、安倍政権による集団的自衛権の閣議決定を憂いて「総理大臣になつて平和を守りたい」という作文を読み上げる小学生、東京から広島までの行進の全行程通しでの行進にチャレンジする八十歳の参加者もいて、みな手の拍手喝采を浴びて

ジニー・ロメッティCEOが、IBM株式18220株売却で315万ドルを手に入れた

多くの仲間のリストラや賃金減額、毎年のようにひどくなる経費削減。これらによって「捻出」された利益によって「予想を上回る一株あたり利益」を上げた1Q決算発表の1週間後に取引、との報道。
一般社員にももっと利益を還元しろ!

ハッパ

6月は「水無月」とも言われ、初夏の始まりで梅雨入りの月です。多くの企業が株主総会を開く時期でもありますが、円安などで過去最高の経常利益を塗りかえた企業がある一方、消費税増税の影響や経営の舵取り失敗、市場動向予測の読み違いなどで減収減益や、赤字に転落した企業があります。▼そのような会社では、役員報酬のカットなどを行い、経営の責任を取っています。これらの会社では、社員が経営陣を信頼しているでしょう。▼しかしハイパフォーマンズカルチャーと称し、「評価が低いから能力がない」、「評価が低いから貢献していない」と短絡的に決め付け、給与を減額したり、人の入れ替えだといって社員を簡単に解雇し、一部の社員に責任を押し付けるような会社では、信頼関係は生まれないのではないのでしょうか。(Y)

日本IBMの「ロックアウト解雇」が国会でも繰り返し問題になってい

2015年3月26日の参議院厚生労働委員会、小池晃参議院議員が次のように塩崎厚労大臣に質問しました。

「世界的企業であつて、ロックアウト解雇といわれる不当な解雇を続ける日本IBM社に対して、24日都労委が勧告を出しました。都労委は、昨年4月、6月にも日本IBM社に対して、紛争の拡大を招くような行為を控えるなど格段の配慮を払うよう要請したのですが、今回の勧告は、労使関係は不安定化の一途をたどつていて極めて遺憾であるとしています。

そのうえで組合員らへの解雇等にあたって労働組合である申立人らへの協議説明を十分行うなど、

格段の配慮を払うよう勧告しています。

この日本IBM社のロックアウト解雇とはいったいどういふものか。本日に、常識では考えられないようなやり方であります。(中略)このIBMの一連の解雇は、個別の業績不良による普通解雇で整理解雇ではないといふふうに、こう言っているわけなんです。しかし、明らかに早期退職に応じるように求めて、従わなければ解雇だと、これは明らかに退職強要です。これ、脅迫と言つてもいい。崖から突き落とされるか、それとも自分で飛び降りるのか選べ、こう迫っているようなものですよ。これは、日本IBM社は、究極のブラック企業ではないか。

(中略)大臣ね、日本IBM社のロックアウト解雇は、私がここで初めて取り上げたのではなく、2012年にわが党の志位委員長も予算委員会に取り上げています。その際に、当時の野田総理は、『もし、そのようなことがあるとすれば、あつてはならないことだ』と答弁をされました。しかし3年たつてもロックアウト解雇が公然と行われているわけです。こんなことがまかり通れば、事業主はいつでも都合の悪い労働者を解雇することができてしまう」と指摘しました。さらに、政府の規制改革会議が「不当解雇」を金銭解決させる制度の導入を検討するよう提言までしているとして、「まずまず『不当解雇』がまかり通ることになる。導入など断じてすべきでない」と批判しました。

IBMは究極のブラック企業

国会の厚生労働委員会で問題に

解雇自由化反対！ 労働法改悪反対大集会



IBM支部も参加し訴える

の絵を利用し、ブラック企業被害対策弁護団が作成したスライドショー「ブラック法案によるしく」が上映され、大いに盛り上がりました。集会のあと、国会請願デモが行われ、弁護士を先頭に参加者2500人が国会までデモ行進を行い、労働法改悪反対をアピールしました。

5月14日18時から日比谷公園野外音楽堂で、「取り戻そう！生活時間と安定雇用」大集会が労働弁護団主催で開催されました。そこで主催者は「残業代ゼロ法案」が、いわゆる「過労死促進法案」であり、「派遣法改悪」が「正社員ゼロ法案（生涯派遣法案）」であることを説明し、「ブラック企業をなくせ！」

「解雇自由化反対！」を訴えました。会場では、漫画「ブラックジャックよろしく」



(1面から続き)

わずか5日後の3月10日、原告に対して同年3月28日付で解雇する旨の解雇予告の意思表示を行いました。

また、同年3月末(同年第1クォーター末)には、やはりSO業務部幕張チームのC氏、D氏も吉井氏のいう米国IBMからの「本土」チーム人員削減の方針により、退職勧奨を受けて早期退職しています。

この吉井氏の面談時の発言、そして2012年も2013年も、SO業務部において原告の他に早期退職した社員が何人もおり、現在では旧SO業務部の業務を担当している社員はわずか2名に減らされていることなどから、本件解雇は、米国IBMの指示・命令によるSO業務部(本土)の人員削減方針を実現する

ための整理解雇であることとは、もはや明確です。

2 こうした大量の人員削減は、全世界のIBMにおいて行われていることであり、例えば昨年度第1四半期の間においても、IBMはインドやブラジル、欧州各国など世界中で約1万5000人を解雇する計画を立てており、米国内やインドにおいて既に大規模な人員削減に着手している。また米IBMは、2013年からの2年間にフランスで最大1400人を削減する計画をフランスの労働組合に通告しており、実際IBMフランスにおいて、大規模な人員削減が実施されています。

そして、日本においても、被告は米国IBMの指示・命令に従って人員削減を繰り返し行ってきており、SO業務部(本土)の幕張チーム)では、2013年6月末にE氏、F氏、G氏の3名が退職勧奨を受けて早期退職し、

上記のとおり2014年3月末にはC氏、D氏も退職勧奨を受けて早期退職し、かつ退職勧奨を断つた原告は解雇されました。現在SO業務部は他の部署に統合され、その結果、現在旧SO業務部の元幕張チームとして残っているのは、H氏とI氏の2人だけです。よって、原告の能力不足、業績不良なる「解雇事由」は、人員削減のための整理解雇の本質を隠蔽するための口実に過ぎないと思料します。

3 関連訴訟における被告証人の証言も、一連の解雇が能力不足解雇ではなく整理解雇であることを裏付けています。関連別訴である1次訴訟の原告の上長であった川喜多克郎氏は、「2012年9月(同年第3クォーター末)20日に原告への解雇予告通知がなされたが、原告が解雇されることを川喜多氏が知ったのは、その解雇予告の数日前であり、被解雇者が原

告であることは、人事部門の方から通知してきた」と証言しています。

真実、原告が、もはや職場に残しておけないほど業績が著しく不良で解雇もやむなしと言っているのであれば、原告を解雇すべきことは、原告の勤務状況や業績等をよく知る現場の上長である川喜多氏の方から人事に上申していたはずですが、

ところが、事実上、現場の川喜多氏の方から原告を解雇しようとしたのではなく、人事部門が決定し川喜多氏に連絡してきたのです。このことからすれば、被告は、RAプログラムを含む人員削減計画を立て、それを実行する中で、RAプログラムに依じた社員についてはその適用を認めて合意退職扱いとしたが、RAプログラムに依らない原告らについては解雇を強行したという構図は明白です(なお、米国IBMは、2012年第3クォーターにおいて、全世界での「人員再調整費

組合なんでも相談窓口担当者

| 事業所名 | 職場名 | 氏名 | 電話番号 |
|------|--------------------------------|-------|-----------|
| 本社 | GTS.ISオペレーションズ | 杉野 憲作 | 205-6550 |
| 本社 | SWGグローバル・ライセンシング事業部ELAソリューションズ | 大場 伸子 | 206-4650 |
| 本社 | PLM SS. 設計・開発SOL SVC | 本間 孝之 | 1209-0231 |
| 幕張 | 価格計画、S&D価格計画 | 石原 隆行 | 205-6483 |
| 豊洲 | TSDL. ISEL・System技術 | 大岡 義久 | 1801-2359 |
| 名古屋 | GBS.インダストリアル・アプリケーション開発 | 板倉 浩 | 205-2205 |
| 大阪 | GFS. 西日本グリーンファシリティSVC | 山本 茂秋 | 1505-5420 |
| 大阪 | 西日本地区技術・技術推進 | 河本 公彦 | 205-5204 |

●組合事務所電話 03-3583-9037 火、水、金 10時~16時
FAX 03-5562-0853
e-mail jmiu-ibm@ibekkoame.ne.jp ウェブサイト: http://www.jmiu-ibm.org/

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

4 しかし、本件解雇は、多言を要するまでもなく整理解雇4要件をいざれも充たしていません。経

裁判所におかれましては、本件解雇の真相を整理され公正な判決を下されるようお願い致します。

東京法律事務所

03-3355-0611(代)
弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝
http://analyticalsocioboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/
東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話により予約をお願いします)